**給与支払報告書の提出にあたり、成りすましなどの被害を防止するため、給与支払者が個人事業主の場合は、提出の際に本人確認（番号確認と身元確認）を行います！（給与支払者が法人の場合は不要です。）**

① 番号確認（正しい個人番号であることの確認）

② 身元確認（個人番号の正しい持ち主であることの確認）

（１）本人が窓口で給与支払報告書等を提出する場合

■マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードのみで①番号確認と②身元確認の両方が確認可能です。

　■マイナンバーカードをお持ちでない方

　　下記のものが必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| ①番号確認 | ○通知カード○マイナンバー確認書類（マイナンバーが記載された住民票の写しなど） |
| ②身元確認 | 〇顔写真のついた身分証明書運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護（療育）手帳など〇上記のものがないときは以下の書類から２つ年金手帳、児童扶養手当証書 など（※） |

（２）本人の代理人が窓口で給与支払報告書等を提出する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 代理権確認 | 法定代理人の場合･･･戸籍謄本又はその他その資格を証明する書類など任意代理人の場合･･･委任状（任意様式の原本） |
| 代理人の身元確認 | ○代理人のマイナンバーカード○代理人の顔写真付身分証明書運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護（療育）手帳など〇上記のものがないときは以下の書類から２点年金手帳、児童扶養手当証書 など（※） |
| 本人のマイナンバー確認 | ○本人のマイナンバーカード又はその写し○本人の通知カード又はその写し○本人の個人番号が記載された住民票の写し |

（※）年金手帳、児童扶養手当証書のほか、申告書等に添付された書類で本人に対し一に限り発行、発給された書類又は官公官署等から発行・発給された書類（氏名及び生年月日又は住所が記載されているもの）

（３）郵送で給与支払報告書等を提出する場合

（１）、（２）の場合と同様に確認書類の写しを同封してください。

（４）ｅＬＴＡＸで給与支払報告書等を提出する場合

公的個人認証による電子署名で本人及び代理人の身元確認を、本人の利用者ＩＤを用いた電子申告の送信で代理権確認をするため、従来どおりの手続きと同じで、追加確認するものはありません。